株主の皆さまへ

第76回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報

当社の新株予約権等に関する事項会計監査人の状況 当社の体制及び方針 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況 株式会社の支配に関する基本方針 連結計算書類の連結注記表 計算書類の個別注記表

> 2021年6月7日 株式会社ヨロズ

当社の新株予約権等に関する事項 1. 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		株式会社ヨロズ2		株式会社ヨロズ2	
		発行新株予:	約権	発行新株予約権	
発行決議日		2009年11月16日		2010年11月18日	
新株予約権	の発行価格	無償		無償	
		新株予約権1個あたり (1株あたり911円9		新株予約権1個あたり117,318円 (1株あたり1,173円18銭)(注1)	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価格		株式1株あたり1円		株式1株あたり1円	
新株予約権の行使期間		2009年12月3日から 2039年12月2日まで		2010年12月4日から2040年12月3日まで	
新株予約権	の行使の条件	(注2)		(注2)	
新株予約権	の譲渡に関する事項	(注3)		(注3)	
新株予約権の取得事由		(注4)		(注4)	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	111個 11,100株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	152個 15,200株 2名

		株式会社ヨロズ20	711年度	株式会社ヨロズ2	012年度
		発行新株予約権		発行新株予約権	
発行決議日		2011年11月15日		2012年11月13日	
新株予約権	の発行価格	無償		無償	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個あたり151,219円 (1株あたり1,512円19銭)(注1)		新株予約権1個あたり94,247円 (1株あたり942円47銭)(注1)	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価格		株式1株あたり1円		株式1株あたり1円	
新株予約権の行使期間		2011年12月3日から 2041年12月2日まで		2012年12月4日から2042年12月3日まで	
新株予約権の行使の条件		(注2)		(注2)	
新株予約権	の譲渡に関する事項	(注3)		(注3)	
新株予約権の取得事由		(注4)		(注4)	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	134個 13,400株 2名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	274個 27,400株 3名

		株式会社ヨロズ20	∩13年度	株式会社ヨロズ2	∩1/1年度
		発行新株予約	り権		
発行決議日		2013年11月12日		2014年11月15日	
新株予約権	の発行価格	無償		無償	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個あたり161,203円 (1株あたり1,612円03銭)(注1)		新株予約権1個あたり (1株あたり1,766円)	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価格		株式1株あたり1円		株式1株あたり1円	
新株予約権の行使期間		2013年12月3日から 2043年12月2日まで		2014年12月4日から 2044年12月3日まで	
新株予約権	の行使の条件	(注2)		(注2)	
新株予約権	の譲渡に関する事項	(注3)		(注3)	
新株予約権の取得事由		(注4)		(注4)	
役員の	取締役	新株予約権の数	161個	新株予約権の数	155個
12貝() 保有状況	(社外取締役及び	目的となる株式数	16,100株	目的となる株式数	15,500株
体有认述	監査等委員を除く)	保有者数	3名	保有者数	3名

	株式会社ヨロズ2015年度	株式会社ヨロズ2016年度
	発行新株予約権	発行新株予約権
発行決議日	2015年11月10日	2016年11月10日
新株予約権の発行価格	無償	無償
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり199,446円 (1株あたり1,994円46銭)(注1)	新株予約権1個あたり99,504円 (1株あたり995円04銭)(注1)
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価格	株式1株あたり1円	株式1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2015年12月2日から 2045年12月1日まで	2016年12月2日から 2046年12月1日まで
新株予約権の行使の条件	(注2)	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注3)	(注3)
新株予約権の取得事由	(注4)	(注4)
役員の 取締役	新株予約権の数 149個	新株予約権の数 498個
(計外収締役及び	目的となる株式数 14,900株	目的となる株式数 49,800株
保有状況 監査等委員を除く)	保有者数 3名	保有者数 4名

		株式会社ヨロズ20 発行新株予約		株式会社ヨロズ20 発行新株予約	
発行決議日		2017年11月13日		2018年11月13日	
新株予約権	の発行価格	無償		無償	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個あたり173,801円 (1株あたり1,738円01銭)(注1)		新株予約権1個あたり92,582円 (1株あたり925円82銭)(注1)	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価格		株式1株あたり1円		株式1株あたり1円	
新株予約権の行使期間		2017年12月2日から 2047年12月1日まで		2018年12月4日から 2048年12月3日まで	
新株予約権	の行使の条件	(注2)		(注2)	
新株予約権	の譲渡に関する事項	(注3)		(注3)	
新株予約権	の取得事由	(注4)		(注4)	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	243個 24,300株 4名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	441個 44,100株 4名

		株式会社ヨロズ20 発行新株予約		
発行決議日		2019年11月6日		
新株予約権	の発行価格	無償		
新株予約権	の払込金額	新株予約権1個あたり92,568円 (1株あたり925円68銭)(注1)		
	の行使に際して 財産の価格	株式1株あたり1円		
新株予約権	の行使期間	2019年12月3日から 2049年12月2日まで		
新株予約権	の行使の条件	(注2)		
新株予約権	の譲渡に関する事項	(注3)		
新株予約権	の取得事由	(注4)		
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	385個 38,500株 4名	

(注1) 新株予約権の払込金額

募集新株予約権の対象者が当社に対して有する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込請求権とを 割当日において合意相殺する。

(注2) 新株予約権の行使条件

上記の行使期間内において、当社の取締役・執行役員及び理事の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り新株予約権を行使することができる。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。

- (注3) 新株予約権の譲渡に関する事項 本新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分ができないものとする。
- (注4) 新株予約権の取得事由 新株予約権者が、法令または当社の内部規定に対して重大な違反をした場合において、当社は新株予約 権者の新株予約権全部を無償で取得することができるものとする。その他の取得事由及び条件について は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契 約書」によるものとする。
- (注5) 2020年度より、新株予約権の付与に代えて、役員報酬として譲渡制限付株式を付与しております。
 - 2. 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況 該当する事項はありません。
 - 3. その他新株予約権等に関する重要な事項 該当する事項はありません。

会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 報酬額
 - ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

66百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

66百万円

- (注) 1. 当社とEY新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため、上記①の金額については、これらの合計額をそのまま記載しております。
 - 2. 当社の重要な子会社のうち海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。
- (2) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意をした理由

監査等委員会は、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し、必要に応じて報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠及び報酬の推移等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、適切な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託して おりません。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任した旨と解任の理由を、解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

当社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

- 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
- 1. 1 内部統制基本方針

当社グループの経営姿勢は、「高い倫理観と遵法精神により、公正で透明な企業活動を推進すること」を基本としており、このため、関連法令の遵守はもちろんのこと、良き企業市民として社会的責任を果たし、全てのステークホルダーからの信頼を得て、企業価値を高めることが必要であると認識し、2005年12月に「ヨロズグループ行動憲章」を制定し、日々の業務運営の指針としております。

当社グループは、この指針に基づき、業務の適正を確保する体制を整備し社会的使命を 果たしてまいります。

1. 2 内部統制の体制整備に関する方針

当社取締役会において、内部統制の体制整備に関する方針については以下のとおりとすることが決議されております。

- (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制
 - ① 当社グループの取締役及び使用人は、「ヨロズグループ行動憲章及び社員行動規範」に基づき、法令、定款及び業務分掌に則って職務の執行にあたる。
 - ② 総務部は、
 - (ア) コンプライアンスに関する重要課題と対応について横断的に統括し、当社グループの 取締役及び使用人に必要な教育を実施する。
 - (イ) 各部署のコンプライアンス状況をチェックし、必要に応じ改善を指示しそのフォロー を行う。
 - (ウ) 社内通報制度(社内呼称「我慢しないで相談箱」)の運営を行い、法令遵守並びに企業倫理に関する情報の早期把握及び解決を図るとともに、定期的に経営会議に報告する。
 - ③ 内部監査室は、
 - (ア) コンプライアンス状況の監査を実施し、取締役会に報告する。
 - (イ) 財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。

- (2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係わる情報については、法令及び情報セキュリティ管理規程等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - ② 情報の保管の場所及び方法は、取締役又は監査等委員である取締役から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能な場所及び方法とし、その詳細を文書取扱規程に定める。
 - ③ 情報の管理の期間は、法令に別段の定めのない限り、文書取扱規程に定めるところによる。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 危機管理規程に基づき、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類し、対策を講じるべき リスクかどうか評価を行い、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
 - ② 不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に基づき代表取締役会長又は代表取締役 社長を本部長とする対策本部を設置し、損害及び被害の拡大を防止し、これを最小限に 止めるとともに再発防止を図る。
 - ③ 総務部は、各部署の日常的なリスク管理状況をチェックし、必要に応じ改善を指示しそのフォローを行う。
 - ④ 内部監査室は、リスク管理状況の監査を実施し、取締役会に報告する。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 中期経営計画及び年度業務計画を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針 管理を行う。
 - ② 執行役員制度をとることにより、業務執行権限を執行役員に委譲し迅速な意思決定を図る。
 - ③ 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、取締役及び執行役員の業務執行状況を監督する。
 - ④ 執行役員等によって構成される経営会議を月1回以上開催し、業務執行に関する個別経営課題の迅速な解決を図る。
- (5) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ① 当社の子会社の取締役等は、当社の子会社の業務執行の状況について定期的に経営会議に報告する。
 - ② 当社の子会社を横断的に統括する機能軸責任者は、随時子会社から業務執行の状況について報告を求め、常に最新の状況を把握する。

- (6) その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・当社の子会社は、当社が制定している関係会社管理規程に基づき業務を遂行する。但 し、一定の事項については、当社の経営会議等において承認を得なければならない。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査等委員会の職務は、内部監査室の使用人がこれを補助する。
 - ② 補助業務を担当する内部監査室の使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するために、監査等委員会の同意を必要とする。
 - ③ 当該使用人は当該補助業務を、他の業務に優先して、監査等委員会のみからの指示に基づき行うものとし、これにより監査等委員会の指示の実効性を確保する。
- (8) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ① 代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行う。
 - ② 総務部、内部監査室等は、本基本方針が有効に機能するように、本基本方針で定めた事項の整備・運用状況を、取締役会において定期的に報告する。
 - ③ 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - ④ 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、不正の疑い、法令・ 定款違反の疑い、及び当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見され た場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行う。
 - ⑤ 内部監査室は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行う。
 - ⑥ 総務部は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部通報の状況の報告を行う。
- (9) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員 会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な 取り扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

- (10) 監査等委員である取締役の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。) について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又 は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ① 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ② 当社は、監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員である取締役の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員である取締役の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担する。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、経営会議等の主要な役員会議体には、監査等委員である取締役の出席を得ると ともに、監査等委員である取締役による重要書類の閲覧、代表取締役及び会計監査人と の定期的及び随時の意見交換の機会を確保する。
- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - ・当社は、当社グループの取締役及び使用人が遵守すべき行動規範において、反社会的な活動や勢力に対しては毅然として対応し、いかなる不当要求や働きかけに対しても利益供与は一切行わないことを宣言し、この行動規範の遵守を徹底することにより反社会的勢力との関係を遮断している。また、対応統括部署を総務部とし、総務部において常に関係情報を入手して注意喚起を行い、反社会的勢力との接触を防止している。そして、万一、当社グループの取締役及び使用人が反社会的勢力から不当要求を受けるなど何らかの関係が生じた場合に備え、直ちに総務部に報告・相談できる体制及び総務部を中心に警察その他外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を整備している。
- 1. 3 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、以下のとおりです。

当社では、2015年5月に施行された改正会社法及び改正会社法施行規則に対応するため、2015年7月に内部統制システムの整備に関する基本方針を改定し運用しております。また、当社が持続的に成長し中長期的に企業価値を向上させるために、コーポレートガバナンスの基本的な考え方及び運営方針を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定するとともに、2018年6月1日付のコーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえ、同年12月には必要な改訂を行いました。

- (1) コンプライアンスに関する取組みの状況
 - ・企業理念、行動憲章、行動規範の浸透を図るため、これらを記載したリーフレット及び 「従業員ハンドブック」を作成し、役員・従業員へ配布しております。また、近年の企 業不祥事発生の状況を鑑み、再度法令等の遵守の徹底を図るための教育を実施しており ます。

- ・取締役、執行役員及び各子会社の取締役等を対象として時事に適したコンプライアンス 研修を実施し、新入社員及び中途採用者には、コンプライアンス導入研修を実施してお ります。
- ・独占禁止法遵守の取り組みとして、従業員を対象に研修を実施するとともに、今後更に 情報管理体制を強化してまいります。
- ・当社グループは、社内通報制度(我慢しないで相談箱)を設け、社内通報制度管理者及 び監査等委員会を窓口としております。通報に関しては、情報提供者の秘匿を行うとと もに、情報提供者の不利益取り扱いを禁止し、早期把握及び解決を図るとともに、定期 的に経営会議に報告し、監査等委員会はその報告に虚偽がないか確認しております。
- (2) 業務執行の効率性の向上に関する取組みの状況
 - ・当社は、第70回定時株主総会において、取締役会の監督機能の実効性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。また、重要な業務の一部を、取締役会の決議により、取締役に委任し、効率的な意思決定を行っております。
 - ・定例取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会においては、経営上の重要事項 に関する意思決定及び、取締役並びに執行役員の業務執行の監督を行っております。
- (3) リスク管理体制に関する取組みの状況
 - ・全拠点、全部門から対処すべき重要なリスクを抽出し、経営会議で重要度、緊急度を勘案し、ヨロズグループが取り組むべきリスクを検討いたしました。選定されたリスクに対して、各拠点、各部門にてリスクの対策を策定、実施し内部監査部門が実施状況について監査を実施、状況を取締役会に報告いたしました。
- (4) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・各子会社は、月に1回の経営会議において、経営状況及び重要事項を適時報告しております。また、日本、米州、アジアの地域ごとに統括する地域軸長が、月に1回各子会社からの業務執行に関するヒアリングを行っていることに加えて、すべてのグループ会社が集まるグローバル会議では、各子会社から財務状況及び事業計画の進捗等の報告を受けております。
- (5) 監査等委員会に関する運用状況
 - ・監査等委員は、取締役会、経営会議、その他重要な会議への出席を通じ、取締役及び執 行役員等から業務の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を 行っております。
 - ・監査等委員会は、代表取締役、会計監査人、総務部及び内部監査部門等と適宜意見交換を行っております。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、当社の企業価値が、当社及びその子会社・関連会社が永年にわたり蓄積してきた営業・技術・生産のノウハウ及びブランドイメージ等を駆使した機動性のある企業活動に邁進し、国内外の社会の発展に貢献することにより、株主の皆さま共同の利益を向上させていくことにその淵源を有していると考えております。そのため、当社は、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆さま共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆さま共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針としております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社の企業価値または株主の皆さま共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、下記の企業価値の向上に向けた取組み、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み、積極的な株主還元及び当社の考える企業の社会的責任に向けた取組みを、それぞれ実施しております。

① 企業価値の向上に向けた取組み

当社は、更なる企業価値向上のため、2015年3月に、企業ビジョンとして「サスペンションシステムを通じて新たな価値を生み出し、"ヨロズブランドを世界に"」を掲げるとともに、この企業ビジョンを実現し、今後企業として持続的に成長するためのロードマップとして、「サスペンション部品と周辺部品とを一体システムとして性能開発から量産まで行う『サスペンションシステムメーカー』を目指す」という10年間の長期ビジョンを定めました。また、当社はこの長期ビジョンを実現するためのマイルストーンとして、2017年度までの中期経営計画YSP2017を策定し、長期ビジョンの実現に努めてまいりました。2018年5月には、第2期目となる新中期経営計画YSP2020を策定し、企業価値の更なる向上に向けた取り組みを進めました。

② コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、「高い倫理観と遵法精神により、公正で透明な企業活動を推進すること」を経営の基本としております。取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要な決定を行うと共に、取締役及び執行役員の業務執行状況を監督する機関として位置付けておりますが、株主の皆さまに対する経営陣の責任をより一層明確にするため、2001年6月27日開催の第56回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。

また、当社は、コーポレートガバナンスの一層の強化の観点から、2015年6月10日開催の第70回定時株主総会において、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」に移行し、監査・監督機能の強化を図りました。また、これに伴い、それまでに選任していた社外監査役2名に替え、新たに、東京証券取引所が定める独立社外取締役の要件を満たす法律・会計分野に造詣の深い女性2名を、監査等委員である取締役に選任いたしました。その後、2017年6月16日開催の第72回定時株主総会において選任された後任の監査等委員である取締役も、同様に独立社外取締役の要件を満たす法律・会計分野に造詣の深い女性2名であり、取締役会は多様性を考慮した構成となっております。

更に2018年6月18日開催の第73回定時株主総会において、社外取締役を1名、2020年6月26日開催の第75回定時株主総会で更に1名、合計2名増員いたしました。この結果、監査等委員である取締役を含め、当社の取締役9名の内4名が東京証券取引所の定める独立社外取締役となり、取締役会の3分の1以上が独立社外取締役で構成されております。

なお、当社は、当社が持続的に成長し中長期的に企業価値の向上を実現するため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び運営方針を明らかにしております。

当社は、このような取組みによりコーポレートガバナンスを強化し、企業としての持続的な成長を図り、すべてのステークホルダーにとっての企業価値向上に引き続き努めてまいります。

③ 積極的な株主還元

当社は、中期経営計画において、財務戦略の基本方針を、これまで財務安全性重視に加え、株主還元の充実に注力することといたしました。これに伴い、配当方針についても、これまでの「安定配当」から「目標配当性向の設定」へと変更し、2015年度から2017年度の連結配当性向35%を目標といたしました。この基本方針及び配当方針に従い、当社は、2015年度から2017年度において、連結配当性向35%を実現するとともに、2016年9月には、発行済株式総数の4.0%の自己株式の取得を取締役会にて決議し、取得いたしました。

この基本方針は、新中期経営計画 (YSP2020) においても継続しており、連結配当性向35%を目標としております。当社は、今後も積極的な株主還元の実施に努めてまいります。

④ 当社の考える企業の社会的責任に向けた取組み

当社は、創立以来、「高い倫理観と遵法精神により、公正で透明な企業活動を推進すること」を経営姿勢とし、関連法令の遵守はもちろんのこと、良き企業市民として社会的責任を果たすことが必要と認識し、事業活動を行ってまいりました。今後とも、お客さまの満足と技術革新、法令等の遵守、環境問題への取組み、グローバル企業としての発展、企業情報の開示、人権の尊重、公正な取引、経営幹部の責任の明確化を図ることによって、企業の社会的責任を遂行してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社が導入した買収防衛策(以下、「本プラン」といいます。)は、当社が発行者である株 券等について、特定の株主、その特別関係者及び実質的に支配する者もしくは共同ないし協 調して行動する者の株券等保有割合が20%以上となる買付を行うこと等を希望する買付者 が出現した場合に、当該買付者に対し、事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提 出を求めます。その後、買付者等から提供された情報が、当社社外取締役を含む当社の業務 執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立諮問委員会に提供され、その検 討・評価を経るものとします。独立諮問委員会は、当該買付者が本プランに定める手続を遵 守しなかった場合、その他買付者の買付等の内容の検討の結果、当該買付者による買付等が 当社の企業価値ひいては株主共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす場合で、か つ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合は、当社取締役会に対し、対抗措置の 発動を勧告します。また、独立諮問委員会は、当社取締役会に対して、株主総会において大 規模買付行為に対する対抗措置発動の要否や内容について賛否を求める形式により、株主の 皆さまの意思を確認することを勧告できます。当社取締役会は、独立諮問委員会の上記勧告 を最大限尊重した上で、対抗措置の発動、不発動または中止の決議を行います。なお、当社 は、対抗措置の発動要件をいわゆる高裁四類型(準)及び強圧的二段階買付け (#2) のみに限定し ております。具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、対抗措置と しての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を定めることがあります。

本プランの有効期間は、2021年開催予定の第76回定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとします。

(4) 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード〜会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために〜」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

① 企業価値または株主共同の利益の確保・向上

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆さまに対して提示すること、あるいは、株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆さま共同の利益の確保・向上を目的としております。

② 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆さま及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆さまに適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

③ 株主意思の重視

当社は、2018年6月18日開催の第73回定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続を承認いただいております。また、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆さまの意思に係らしめられています。

④ 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたり、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等)の助言を得たうえで検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることになります。

⑤ 独立諮問委員会への諮問

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、独立諮問委員会を活用するものとし、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立諮問委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。

⑥ デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと 本プランは、当社の株主総会または株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防

る取締役会によっていうでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型員収防 衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策) またはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができない ため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。

以上から、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

- (注1) 下記に掲げる行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれる ことが明らかである大規模買付行為である場合
 - ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等を取得する行為(いわゆるグリーンメイラー)
 - ② 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土経営を行う目的で、当社株券等を取得する行為
 - ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社株券等を取得する行為
 - ④ 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で、当社株券等を取得する行為
- (注2) 強圧的二段階買付け(第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、 二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の 当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株 主の皆さまに対して買付けに応じることを事実上強要するもの)に代表される、構造上 株主の皆さまの判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株券等の 売却を強要するおそれがある場合

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
 - ① 連結子会計数

20計

② 連結子会社の名称

(株)ヨロズ栃木、(株)ヨロズ大分、(株)ヨロズ愛知、(株)庄内ヨロズ、(株)ヨロズエンジニアリング、(株)ヨロズサービス、ヨロズアメリカ社、ヨロズオートモーティブテネシー社、ヨロズオートモーティブアラバマ社、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社、ヨロズメヒカーナ社、ヨロズオートモーティブグアナファトデメヒコ社、ヨロズオートモーティブダアナファトデメヒコ社、ヨロズオートモーティブタイランド社、コロズエンジニアリングシステムズタイランド社、广州萬宝井汽車部件有限公司、武漢萬宝井汽車部件有限公司、ヨロズオートモーティブインドネシア社

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社の数及び主要な会社等の名称 該当する会社はありません。
 - (2) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称 該当する会社はありません。
 - (3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等 該当する会社はありません。
- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ヨロズアメリカ社、ヨロズオートモーティブテネシー社、ヨロズオートモーティブアラバマ社、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社、ヨロズメヒカーナ社、ヨロズオートモーティブグアナファトデメヒコ社、ヨロズタイランド社、ワイ・オグラオートモーティブタイランド社、ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社、广州萬宝井汽車部件有限公司、武漢萬宝井汽車部件有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、評価方法は移動平均法によっております。)

時価のないもの ……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び国内連結子会社

主としてたな卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

a 製品・仕掛品(量産品)、部分品及び原材料

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

b その他の製品・仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

c 貯蔵品

最終仕入原価法

在外連結子会社

主として、先入先出法による低価法によっております。

③ デリバティブ取引

時価法

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
 - a 当社及び国内連結子会社
 - (イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとした定額法により算定する方法によっております。

- b 在外連結子会社
- (イ) リース資産以外の有形固定資産 定額法

(ロ) リース資産

リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとした定額法により算定する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒 懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上し ております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を 計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度 に見合う分を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準 じた会計処理によっております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は 損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産・負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) ヘッジ会計の方法

原則、繰延ヘッジ処理を採用しております。

金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合には、為替予約等の振 当処理を採用しております。

a ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象…借入金、借入金利息

当社においては、その目的、内容、取引相手、リスクについて、事前に取締役会の承認を得て実施し、それに基づき、金利・為替変動リスクをヘッジしております。

b ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を充たしているものは、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

通貨スワップは振当処理の要件を充たしているものは、ヘッジ有効性の評価を省 略しております。

- (7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - ① 退職給付に係る会計処理の方法
 - a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

- b 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期 間以内の一定の年数による定率法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処 理しております。
- ② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社および国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律 第8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移 行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグ ループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39 号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税 金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)を当連結会計年度より適用し、(会計上の見積りに関する注記)を開示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

- 1. 固定資産の減損
- (1)当年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 4.973百万円、固定資産 21.304百万円

- ・上記のうち、固定資産10,135百万円(減損損失計上後簿価)については当年度において減損損失を計上し、固定資産11,168百万円については当年度において減損損失を計上しておりません。
- ・当社は子会社が保有する資産について、前年度と当年度において減損損失を計上しましたが、当該子会社は引き続き営業損失となり減損損失を計上する可能性があることから、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております。
- (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ①算出方法
 - ・固定資産10,135百万円については割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を下回ったことから、当該資産における減損損失を認識しております。
 - ・固定資産11,168百万円については割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を上回っていることから、当該資産における減損損失は認識しておりません。
 - ・割引前将来キャッシュ・フローは、5年間の事業計画をベースに6年目以降は成長率を考慮した上で不確実性も勘案し5年目の売上計画を上限値として見積もっております。
 - ・当該事業計画は、新型コロナウイルスの拡大に伴う影響も考慮して見直しを行っており、最善の見積りであると判断しております。

②主要な仮定

- ・割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、売上高を算定する上で基礎となる受注車種の生産台数であります。
- ・受注車種の生産台数は、客先からの内示や外部機関の自動車台数情報をベースとし、過去の実績と計画との乖離率を考慮して計算しております。
- ・新型コロナウイルス感染の拡大に伴う影響について、短期的には客先からの内示や外部機関の情報に折り込まれていると想定し計算しており、中長期的には回復するという仮定で計算しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

- ・主要な仮定である受注車種の生産台数は、見積りの不確実性が高く大幅に変動することが予測されます。
- ・受注車種の生産台数の変動により、翌年度において減損損失を計上する可能性があるが、前述のとおり検討対象とした子会社は、前年度と当年度において既に減損損失を計上していることから、金額的規模は2020年度の減損損失より、相当程度少ない額となると推計されます。
- ・新型コロナウイルス感染の拡大に伴う影響は、中長期的には回復するという仮定で計算しているが、想定以上に影響が長期化あるいは拡大した場合には、会計上の見積り及び判断に影響を及ぼす可能性があります。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

(単位:百万円) 場所 用涂 種類 余額 (株)庄内ヨロズ(山形県) 93 自動車部品の製造設備等 機械装置及び運搬具 ヨロズオートモーティブテネシー社(米国) 1.517 自動車部品の製造設備等 機械装置及び運搬具 ヨロズオートモーティブテネシー社(米国)|自動車部品の製造設備等 工具器具備品 27 ヨロズオートモーティブテネシー社(米国)|自動車部品の製造設備等 93 建設仮勘定 ヨロズオートモーティブテネシー社(米国)|自動車部品の製造設備等 1 ソフトウエア ヨロズオートモーティブテネシー社(米国)|自動車部品の製造設備等 その他投資 181 ヨロズオートモーティバ ド ブラジル社(伯国) 自動車部品の製造設備等 機械装置及び運搬具 24 ヨロズタイランド社(泰国) 自動車部品の製造設備等 建物及び構築物 132 ヨロズタイランド社(泰国) 986 自動車部品の製造設備等 機械装置及び運搬具 ヨロズタイランド社(泰国) 自動車部品の製造設備等 丁具、器具及び備品 437 ヨロズタイランド社(泰国) 157 自動車部品の製造設備等 十地 ヨロズタイランド社(泰 自動車部品の製造設備等 建設仮勘定 80 国) ヨロズタイランド社(泰国) 17 自動車部品の製造設備等 ソフトウエア ワイ・オグラオートモーティブタイランド社(泰国)(自動車部品の製造設備等 建物及び構築物 547 ワイ・オグラオートモーティブタイランド社(泰国) 自動車部品の製造設備等 機械装置及び運搬具 390 ワイ・オグラオートモーティブタイランド社(泰国)|白動車部品の製造設備等 丁具、器具及び備品 20 ワイ・オグラオートモーティブタイランド社(泰国)|自動車部品の製造設備等 十地 158 ワイ・オグラオートモーティブタイランド社(泰国) 自動車部品の製造設備等 87 建設仮勘定 17 武漢萬宝井汽車部件有限公司(中国) 自動車部品の製造設備等 機械装置及び運搬具 0 武漢萬宝井汽車部件有限公司(中国) 自動車部品の製造設備等 建設仮勘定 計 4,973 合

当社グループは、事業用資産については、継続的に収支の把握を行っている管理会計上区分に基づき、原則として各社を基準としてグルーピングを行っており、将来の使用が見込まれていない遊休資産、処分が決定された資産等については個々の資産ごとに減損の要否を判定しております。

自動車部品の製造設備等については、予想しえない市況の変化に伴う得意先需要の大幅な変動のため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(4,973百万円)として特別損失に計上いたしました。

なお、ヨロズオートモーティブテネシー社、ヨロズタイランド社及びワイ・オグラオートモーティブタイランド社の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを7.6~8.9%で割り引いて算定しております。

2. 新型コロナウイルス感染症関連損失

当社では新型コロナウイルス感染症防止のため、中国2拠点、メキシコ2拠点、インド拠点所在地における政府による強制的な工場操業停止要請等により、操業を停止いたしました。それぞれの操業停止期間における固定費及び停止中に要した費用を特別損失として966百万円計上いたしました。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産 (単位:百万円)

	建物及び構築物	257
	機械装置及び運搬具	3,143
	工具、器具及び備品	62
	土地	403
	<u></u>	3,866
	一年内返済の長期借入金	4,728
	長期借入金	1,072
	승 計	5,800
2.		129,280百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 25,055,636株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の 種類	配当金 の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年5月28日 取締役会	普通株式	309百万円	13.00円	2020年3月31日	2020年6月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	311百万円	13.00円	2021年 3月31日	2021年 6月15日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数普通株式 514,600株

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にサスペンション等の輸送用機器部品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入等)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引に関しては、通常の外貨建取引に係る実績等を踏まえ、必要な範囲内で為替予約取引、金利スワップ及び通貨オプション、通貨スワップ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い国内の銀行であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

為替相場の状況により、半年を限度として、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧下さい。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であります

が、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。為替予約取引及び通貨オプション、通貨スワップ取引に関する社内管理規程に基づき、事前に取締役会の承認を得て実施し、取引の状況は取締役会へ報告しております。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち58.4%が大□顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価に関する事項

(1) 連結貸借対照表計上額、時価及び時価の算定方法

(単位:百万円)

	連 結 貸借対照表計上額	時 価	差額
現金及び預金	29,259	29,259	_
受取手形及び売掛金	17,864	17,864	_
投資有価証券	6,319	6,319	_
資 産 計	53,443	53,443	_
支払手形及び買掛金	13,982	13,982	_
短期借入金	3,200	3,200	_
長期借入金(※1)	39,666	39,623	△43
負 債 計	56,849	56,806	△43

^(※1) 一年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預金

現金及び預金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負債

①支払手形及び買掛金、並びに短期借入金

支払手形及び買掛金、並びに短期借入金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	143

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1) 連結貸借対 照表計上額、時価及び時価の算定方法」の「投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

2,229円87銭

1株当たり当期純損失金額

△259円07銭

 (\triangle)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、繰延税金資産の回収可能性の評価等の将来課税所得の見積りを要する会計処理に際して現在生じている国内外の経済活動の停滞は中長期的には回復すると仮定しております。

当社は、当該仮定は当連結会計年度末時点における最善の見積りであると判断していますが、想定以上に影響が長期化あるいは拡大した場合には、繰延税金資産の回収可能性の評価等の、重要な会計上の見積り及び判断に影響を及ぼす可能性があります。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、評価方法は移動平均法によっております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法

子会社株式及び関連会社株式並びに関係会社出資金移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

主としてたな卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

a 製品・仕掛品 (量産品)、部分品及び原材料

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

b その他の製品・仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

c 貯蔵品

最終仕入原価法

- ③ デリバティブ取引 時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
 - (イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとした定額法により算定する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に 見合う分を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - a 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属 させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - b 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間(1年未満の端数を切り捨てた 年数)に基づく定率法により、発生年度から償却しております。未認識数理計算上 の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益と して処理しております。
- (6) ヘッジ会計の方法

原則、繰延ヘッジ処理を採用しております。

金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合には、為替予約等の振当 処理を採用しております。

- a ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針
 - ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象…借入金、借入金金利

当社においては、その目的、内容、取引相手、リスクについて、事前に取締役会の承認を得て実施し、それに基づき、金利・為替変動リスクをヘッジしております。

b ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を充たしているものは、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

通貨スワップは振当処理の要件を充たしているものは、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

- (7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
 - ② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設 されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税 制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移 行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日) 第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用 指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税 金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産 (単位:百)	(単位:	白万円)
----------------------	------	------

建物	250
構築物	6
機械及び装置	3,143
工具、器具及び備品	62
<u>土地</u> 合 計	403
合 計	3,866
担保に係る債務	
一年内返済予定の長期借入金	4,728
長期借入金	1,072
<u></u> 合 計	5,800

2. 有形固定資産の減価償却累計額…… 52,653百万円

3. 保証債務等

① 下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次の通り債務保証を行っております。

(単位:百万円)

株式会社ヨロズ大分	1,000
株式会社ヨロズエンジニアリング	323
ヨロズオートモーティブテネシー社	4,428
ヨロズオートモーティブアラバマ社	3,899
ヨロズメヒカーナ社	3,323
ヨロズオートモーティブグアナファト デ メヒコ社	642
ヨロズオートモーティバ ド ブラジル社	95
습 計	13,712

② 下記の会社への貸付金を金融機関に譲渡しており、買戻義務を負っております。 ヨロズオートモーティブテネシー社 3.321百万円 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (単位:百万円)

(区分表示したものを除く)

短期金銭債権6,168短期金銭債務6,779

(損益計算書に関する注記) (単位:百万円)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 4,852 仕入高等 28,858 営業取引以外の取引による取引高 3,040

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 1,115,630株

(税効果会計に関する注記)

(単位:百万円)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	20
賞与引当金・役員賞与引当金	133
繰越外国税額控除	557
未払金・未払費用	89
長期未払金	13
投資有価証券及び	220
ゴルフ会員権評価損	328
関係会社株式評価損	13,223
固定資産減損額	11
その他	295
繰延税金資産小計	14,677
評価性引当額	△14,406
繰延税金資産合計	271
繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金	△37

(終

固定資産圧縮積立金	△37
その他有価証券評価差額金	△948
繰延税金負債合計	△985
繰延税金負債の純額	△714

(注) 繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定負債-繰延税金負債 △714

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 子会社等

(単位:百万円)

							<u> П/Л Л/</u>	
属性	会 社 等 の 名 称	議決権等 の所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
子会社	㈱ヨロズ栃木	100.00%	」 当社の仕入先	材料の 有償支給 (注2)	5,090	有償支給 未収入金	562	
] 云江		100.00 %	役員の兼任	部品の 仕入等 (注2)	5,545	買掛金	573	
			% 当社の仕入先 役員の兼任	材料の 有償支給 (注 2)	9,904	有償支給 未収入金	1,273	
子会社	㈱ヨロズ大分	100.00%		部品の 仕入等 (注2)	12,841	買掛金	1,617	
				債務保証 (注5)	1,000	_	_	
子会社		100.00%	当社の仕入先	材料の 有償支給 (注 2)	3,976	有償支給 未収入金	404	
	㈱ヨロズ愛知 	100.00%	100.0070	役員の兼任	部品の 仕入等 (注 2)	3,988	買掛金	511
子会社	㈱庄内ヨロズ	100.00%	当社の仕入先 役員の兼任	資金の借入 (注3)	△133	短期借入金	828	
				金型・設備の 仕入 (注2)	4,403	買掛金	546	
子会社	 ㈱ヨロズエンジニ アリング	100.00%	当社の仕入先 役員の兼任	資金の借入 (注3)	△130	短期借入金	891	
		1爻與以來证	仕入債務の 立替支払 (注7)	1,319	未収入金	363		
子会社	ヨロズオートモー ティブテネシー社	85.01% (85.01%) (注1)	当社の販売先 役員の兼任	債務保証 (注5)	4,428	_	_	

属性	会 社 等 の 名 称	議決権等 の所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ヨロズオートモー ティブアラバマ社	90.00% (90.00%) (注1)	当社の販売先 役員の兼任	債務保証 (注6)	3,899	保証料	4
子会社	ヨロズメヒカーナ	89.37%	当社の販売先	債務保証 (注6)	3,323	保証料	3
] 五社	社	09.37 /0	役員の兼任	資金の貸付 (注3)	△1,436	長期貸付金	_
子会社	ヨロズオートモー ティブグアナファ ト デ メヒコ社	96.71% (2.35%) (注1)	当社の販売先役 員の兼任	資金の貸付 (注3)	△1,480	長期貸付金	_
子会社	ョロズオートモー ティバ ド ブラ ジル社	100.00%	当社の販売先役 員の兼任	増資の引受 (注8)	1,501	_	_
子会社	ヨロズタイランド社	90.00%	当社の販売先 役員の兼任	資金の借入 (注3)	△2,129	長期借入金	2,767
子会社	武漢萬宝井汽車部 件有限公司	51.00%	当社の販売先 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	1,313	長期貸付金	1,313

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1 議決権の所有割合の()は、間接所有割合で内数であります。
 - 2 営業取引については総原価を勘案して協議の上、決定しております。
 - 3 各社に対する貸付及び借入に伴う利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。 なお、資金の貸付及び借入の取引金額は前期末残高からの増減額を表示しております。
 - 4 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 5 債務保証は金融機関からの借入に対する債務保証であります。なお、保証料は受け取っておりません。
 - 6 債務保証は金融機関からの借入に対する債務保証であります。なお、債務保証額等に基づいて算定した保証料を受け取っております。
 - 7 仕入債務の立替支払については子会社と子会社の債権者との免責的債務引受の覚書に基づき、定められた金額以上を立替支払いしております。
 - 8 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会 社 等の名称 又は氏名	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	志藤 昭彦	(被所有) 直接0.1% 間接3.7%	当社 代表取締役 会長	金銭報酬債権の 現物出資(注 1)	12	_	

(注) 1 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,718円12銭

1株当たり当期純損失金額

△698円38銭

 (\triangle)

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度において、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、当社及び連結子会社における固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性の評価等の将来キャッシュ・フロー及び将来課税所得の見積りを要する会計処理に際して現在生じている国内外の経済活動の停滞は中長期的には回復すると仮定しております。当社は、当該仮定は当事業年度末時点における最善の見積りであると判断していますが、想定以上に影響が長期化あるいは拡大した場合には、固定資産や繰延税金資産の回収可能性の評価等の、重要な会計上の見積り及び判断に影響を及ぼす可能性があります。